

## 福島県オリジナル米生産販売推進本部設置要領

### (趣 旨)

第1 福島県水稲オリジナル品種の生産振興（新品種開発に係る検討も含む）と流通・販売推進の強化に向けて、関係機関・団体が一体的に取り組む組織として「福島県オリジナル米生産販売推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (推進本部の構成)

第2 推進本部は、別表1に掲げる関係機関・団体をもって構成し、構成員は構成団体の長または長が指名した者とする。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は福島県農林水産部長、副本部長は福島県農業協同組合中央会常務理事をもって充てる。

4 本部長は推進本部の事務を総括するとともに、推進本部を招集し、会議を主宰する。

5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

6 本部長が必要と認めたときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

### (推進本部の業務)

第3 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 福島県水稲オリジナル品種の生産振興（新品種開発に係る検討も含む）と流通・販売推進の強化に関すること

(2) その他、目的達成に必要な事項

### (事務局会議)

第4 推進本部に事務局会議を置く。

2 事務局会議は、別表2に掲げる機関・団体の推薦する職員をもって構成する。

3 事務局会議の招集は、本部長が行う。

4 事務局会議に事務局長を置き、福島県農林水産部水田畑作課長をもって充てる。

5 事務局長は事務局会議を総括し、会議を主宰する。

6 事務局会議は、推進本部に付議する事項について協議し、立案調整を行うとともに、各種振興施策の実施についての検討を行う。

7 事務局長が必要と認めたときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

8 事務局は、福島県農林水産部生産流通総室水田畑作課及び農産物流通課におく。

(その他)

第5 本要領に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月6日より施行する。

別表1 推進本部構成員

機関・団体名	本部員	摘要
福島県	農林水産部長	本部長
福島県農業協同組合中央会	常務理事	副本部長
福島県米改良協会		
全国農業協同組合連合会福島県本部		
福島県米穀肥料協同組合		
福島県米麦事業協同組合		
福島第一食糧卸協同組合		
株式会社東北むらせ		
全農パールライス株式会社東日本事業本部 福島支店		
株式会社ヨークベニマル		
財団法人福島県観光物産交流協会		
福島県旅館ホテル生活衛生同業組合		
特定非営利活動法人素材広場		

別表2 事務局会議構成員

機関・団体名	摘要
福島県農業協同組合中央会	
福島県米改良協会	
全国農業協同組合連合会福島県本部	
福島県米穀肥料協同組合	
福島県米麦事業協同組合	
福島第一食糧卸協同組合	
福島県 農林水産部 農林企画課	
農林水産部 農業振興課	
農林水産部 水田畑作課(課長)	事務局 (事務局長)
農林水産部 農産物流通課	事務局